第六十四条第八項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第六十六条の見出しを「（認知症施策推進室及び介護保険指導室）」に改め、同条第一項中「総務課に、」の下に「認知症施策推進室及び」を加え、同条第六項中「第二項第五号」を「第四項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項第一号から第四号まで」を「第四項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第三号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　認知症施策推進室は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　認知症施策推進室に、室長を置く。

第一章第一節第十款中第六十六条の二を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（輸入食品監督官）

第八十二条の二　横浜検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（輸入食品監督官）

第九十二条の二　神戸検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

第百二条の二第二項中「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する」を「第八十二条の二第二項に規定する」に改める。

第百八条の三に見出しとして「（輸入食品監督官）」を付し、同条第二項中「第百二条の二第二項」を「第八十二条の二第二項」に改める。

第百十三条の二中「大阪検疫所」の下に「、名古屋検疫所及び福岡検疫所」を加え、同条第二項中「第百二条の二第二項」を「第八十二条の二第二項」に改める。

第六百六十四条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百七十五条中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医科学支援センター」に改める。

第六百八十二条の見出しを「（障害者健康増進・運動医科学支援センター）」に改め、同条第一項中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医科学支援センター」に、「障害者の健康の増進、生活習慣病の予防並びに体力の保持及び増進並びに総合的な健診に関すること」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二　障害者の身体機能の向上を目的として運動医科学の知見を活用した支援を行うこと。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○農林水産省令第七十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「都道府県知事又は」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報（」に、「第三十条の十第一項」を「第三十条の九」に、「指定情報処理機関（以下「知事等」という。）から同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を「機構保存本人確認情報のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）に改める。

第六条の二の見出しを「（機構保存本人確認情報による確認）」に改め、同条第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十条第二項中「知事等から本人確認情報」を「機構から機構保存本人確認情報」に改める。

第十条の二第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、同条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十条の三の見出し中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、同条第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十二条中「知事等から本人確認情報」を「機構から機構保存本人確認情報」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百四十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

国立大学法人名古屋大学附属図書館国際開発図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人名古屋大学附属図書館創薬科学図書室　愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人名古屋大学附属図書館太陽地球環境研究所図書室の項中「太陽」を「宇宙」に改める。

国立大学法人名古屋大学附属図書館地球水循環研究センター図書室の項を削る。

○内閣府告示第三百四十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　仙台市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　仙台市　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　特定非営利活動法人設立促進事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業